第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十五　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第１項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第１項若しくは平成27年旧法人税法第58条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは平成27年旧政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　［略］

７　［略］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十七　挿入］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十四　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第１項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第１項若しくは第４項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第１項若しくは平成27年旧法人税法第58条第１項若しくは政令第21条第１項若しくは平成27年旧政令第21条第１項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

［新設］

［新設］

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第６号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

４　［同左］

５　［同左］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十六　挿入］

第６号様式別表10記載要領

１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

⑴　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人